

○正誤表

令和6年8月28日まちづくり委員会

- 1（1）議案第122号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
- （2）議案第123号 川崎市不燃化重点対策地区内における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1「川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要」及び資料3「既存不適格の緩和の範囲について」の訂正について

資料1及び資料3に誤りがありましたので、次のとおり訂正いたします。

	正	誤																										
資料1 6ページ 表3	※ 引用条文に謝りがありました。建築基準法第86条の7第4項と記載しておりましたが、正しくは建築基準法第87条第4項となります。 <table><tr><td colspan="2">建築基準法第86条の7 (参考)</td></tr><tr><td>第1項(別棟増築)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>第1項(大規模修繕・模様替)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td>第2項(独立部分)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td>第3項(部分増築)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td colspan="2">建築基準法第87条 (参考)</td></tr><tr><td>第4項(用途変更の準用)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr></table>	建築基準法第86条の7 (参考)		第1項(別棟増築)	(新設)	第1項(大規模修繕・模様替)	(緩和対象の追加)	第2項(独立部分)	(緩和対象の追加)	第3項(部分増築)	(緩和対象の追加)	建築基準法第87条 (参考)		第4項(用途変更の準用)	(緩和対象の追加)	<table><tr><td colspan="2">建築基準法第86条の7 (参考)</td></tr><tr><td>第1項(別棟増築)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>第1項(大規模修繕・模様替)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td>第2項(独立部分)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td>第3項(部分増築)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr><tr><td>第4項(用途変更の準用)</td><td>(緩和対象の追加)</td></tr></table>	建築基準法第86条の7 (参考)		第1項(別棟増築)	(新設)	第1項(大規模修繕・模様替)	(緩和対象の追加)	第2項(独立部分)	(緩和対象の追加)	第3項(部分増築)	(緩和対象の追加)	第4項(用途変更の準用)	(緩和対象の追加)
建築基準法第86条の7 (参考)																												
第1項(別棟増築)	(新設)																											
第1項(大規模修繕・模様替)	(緩和対象の追加)																											
第2項(独立部分)	(緩和対象の追加)																											
第3項(部分増築)	(緩和対象の追加)																											
建築基準法第87条 (参考)																												
第4項(用途変更の準用)	(緩和対象の追加)																											
建築基準法第86条の7 (参考)																												
第1項(別棟増築)	(新設)																											
第1項(大規模修繕・模様替)	(緩和対象の追加)																											
第2項(独立部分)	(緩和対象の追加)																											
第3項(部分増築)	(緩和対象の追加)																											
第4項(用途変更の準用)	(緩和対象の追加)																											
資料3 15ページ (5) 見出し	用途変更の準用(建築基準法第87条第4項、建築基準条例第63条第6項)	用途変更の準用(建築基準法第87条第4第、建築基準条例第63条第6項)																										